　　　　　　　　　大阪府環境審議会

参考資料１

循環型社会推進計画部会運営要領

第１　趣　旨

　大阪府環境審議会条例（平成６年大阪府条例第７号。以下「条例」という。）第６条第２項の規定により、循環型社会推進計画の策定について検討を行うため、大阪府環境審議会に循環型社会推進計画部会（以下「部会」という。）を置く。

第２　組　織

　（１）　部会は、条例第６条第３項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。ただし、部会長が必要と認める場合は、この部会にオブザーバーとして関係者の出席を求めることができる。

　　　　①　条例第２条第１項第１号に規定する委員 　　　 　３名程度

　　　　②　条例第３条第２項に規定する専門委員 ４名程度

　（２）　部会に部会長を置く。部会長は、条例第６条第４項の規定により会長が指名する。

　（３）　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第３　会　議

　（１）　部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

　（２）　部会は、これに属する委員、専門委員の二分の一以上が出席しなければ

　　　会議を開くことができない。

第４　補　則

　この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附　則

　この要領は、令和６年12月23日から施行する。